

年 組 名前:

自動ドローン 住宅地も あす改正法 小口配達 効率的に

市街地や住宅地など「有人地帯」の上空で、ドローンを目視せず自動で飛ばせるようにする改正航空法が5日、施行される。実際の運用は、操縦免許の交付など関連手続きが完了する来年3月ごろに始

まる見通し。住宅が少ない地域では、日用品の小口配達を効率的に行えるようになる。「買い物難民」解消、不足するトラック運転手の補充が期待される一方、安全対策の徹底が課題だ。

ドローンの運用は4区分あり、山や川、農地など人がいる可能性の低い「無人地帯」を目視に頼らず自動飛行する「レベル3」まで認められていた。一部地域では既に配達に活用されているが、住宅の上空などを避ける必要があった。今回解禁される「レベル4」では住宅地上空なども自動飛行が可能になる。国土交通省は、建物が少なくリスクが比較的小さい地方から普及が進むとみている。

物流分野はトラックドライバー不足が深刻だ。人口減少

が進む地域は荷物量が減り、トラックの輸送効率が悪化。ドローンはこうした問題に対応でき、警備、災害物資搬送にも役立つと期待されている。レベル4は安全確保のため、1等操縦免許、機体認証の取得を義務付ける。免許は3年ごとの更新制で学科と実技の試験、視力検査などを課す。国の登録講習機関で講習を修了すれば実技試験を免除する。これまで民間スクールで操縦を学べたが公的免許はなかった。

機体の認証は国の機関や登録検査機関が担う。量産機はメーカーの設計や製造過程を審査して型式ごとに認証。人口密度の高いエリアで飛ばす機種ほど安全基準を厳しくする。さらにレベル4で使う機体は1台ずつ飛行させ、異常

がないかどうか毎年、確認する。飛行日時や経路などの計画は国へ提出。リスクと対応策を示したマニュアルの作成、順守を求める。事故は報告の義務があり、重大ケースは運輸安全委員会が調べる。

ドローンの飛行レベル



レベル1	目視内で人が操縦	空撮、農薬散布、点検、測量など
レベル2	目視内で自動飛行	
レベル3	目視できない無人の場所を自動飛行	山間部の配送など
レベル4	目視できない有人の場所を自動飛行	市街地や住宅地を含む配送など

(2022年12月4日付 山梨日日新聞 21面)

問1

12月5日、改正航空法が施行となりました。改正内容を教えてください。

.....
.....

問2

どのような背景から、改正されたのですか。

.....
.....

問3

この改正によって、あなたは、次のステップに何を期待しますか。

.....
.....